

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第11号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例（平成27年条例第9号。以下「条例」という。）の施行については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(電子計算機処理に該当しない処理)

第3条 条例第2条第4号に規定する組合規則で定める処理は、次に掲げる処理とする。

- (1) 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理
- (2) 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理
- (3) 組合通信ネットワーク（情報システム又は本組合において共通の基礎となる通信ネットワーク）又はこの通信ネットワークに準ずるものとして管理者が認める通信ネットワークに結合された電子計算機を使用して行われる本人の数が1,000人に満たない保有個人情報の電子計算機処理

(個人情報取扱事務の届出)

第4条 条例第6条第1項第8号に規定する組合規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の開始予定年月日
- (2) 個人情報を取り扱う事務の根拠となる法令その他の規程の名称

(勧告に従わない場合の公表等)

第5条 条例第14条第2項の規定による公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法など、広く市民に周知できる方法により行うものとする。

2 条例第14条第3項の規定による公表の理由の通知は、第1号様式による公

表理由等通知書により行うものとする。

3 条例第14条第3項の規定による意見陳述は、意見を記載した書面を提出して行うものとする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、口頭により行うことができる。

4 意見陳述を行うときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

(開示請求の方法)

第6条 条例第15条第1項の規定による保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとする者は、第2号様式による開示請求書（以下「開示請求書」という。）を事務局長を経由して実施機関に提出しなければならない。

2 条例第16条第1項第3号の組合規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求をしようとする者の連絡先

(2) 開示の実施方法の区分

(3) 条例第15条第2項の規定による開示請求にあつては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所

(開示請求における本人確認手続等)

第7条 開示請求をする者は、事務局長を経由して実施機関に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

(1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求を

する者が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため実施機関が適当と認める書類
- 2 開示請求書を事務局長を経由して実施機関に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を事務局長を経由して実施機関に提出すれば足りる。
 - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写し、住民票記載事項証明書その他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして実施機関が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第15条第2項の規定により法定代理人が開示請求をする場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を事務局長を経由して実施機関に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした法定代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を事務局長を経由して実施機関に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定通知書等）

第8条 条例第21条第1項の組合規則で定める事項は、開示を実施する日時及び場所並びに開示の実施方法とする。

- 2 条例第21条第1項又は第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行う。
 - (1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 第3号様式による開示決定通知書

- (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 第4号様式による部分開示決定通知書
- (3) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定（次号及び第5号の決定を除く。） 第5号様式による非開示決定通知書
- (4) 条例第20条の規定により開示請求を拒否する旨の決定 第6号様式による開示請求拒否決定通知書
- (5) 開示請求に係る保有個人情報を保有していないことによる開示しない旨の決定 第7号様式による不存在による非開示決定通知書
(決定期間延長通知書)

第9条 条例第22条第2項（条例第31条第2項及び第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、第8号様式による決定期間延長通知書により行う。

(開示決定等の期限の特例通知書)

第10条 条例第23条の規定による通知は、第9号様式による開示決定等の期限の特例通知書により行う。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第11条 実施機関は、条例第24条第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 条例第24条第1項の組合規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第24条第2項の組合規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る当該第三者に関する情報が条例第17条第2号から第4号までのただし書に規定する情報に該当すると認められる理由又は当該第

三者に関する情報を条例第19条の規定により開示しようとする理由

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

- 4 条例第24条第1項又は第2項の規定による通知は、第10号様式による意見書提出の機会付与通知書により行う。
- 5 条例第24条第3項の規定による通知は、第11号様式による第三者に関する情報の開示決定通知書により行う。

(開示の実施)

第12条 条例第25条の規定による保有個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において、実施機関が指定する方法により行う。

- 2 実施機関は、保有個人情報の開示を行うときは、当該保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明する書類の提示又は提出を求めることができる。
- 3 第1項の場合において、保有個人情報が記録されている公文書の閲覧（次条に規定する聴取、視聴及び閲覧を含む。次項において同じ。）をする者は、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。
- 4 実施機関は、前項の規定に違反する者に対し、当該公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。
- 5 保有個人情報の開示を行う場合において、保有個人情報が記録されている公文書の写しの交付（次条に規定する交付を含む。）をするときの交付部数は、開示請求に係る保有個人情報1件につき1部とする。

(電磁的記録の開示の実施方法)

第13条 条例第25条の閲覧に準ずるものとして組合規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、開示請求に係る電磁的記録の全部を開示する場合で、開示請求をした者が希望し、かつ、実施機関が現に保有する機器で容易に対処することができることに限る。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専

用機器により再生したものの聴取

- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- (3) 電磁的記録（前2号に掲げるものを除く。以下この号及び次項第3号において同じ。） 次に掲げる方法のいずれか
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
 - イ 当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴

2 条例第25条の写しの交付に準ずるものとして組合規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、開示請求に係る電磁的記録の全部を開示する場合で、開示請求をした者が希望し、かつ、実施機関が現に保有する機器で容易に対処することができるに限り。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 電磁的記録 次に掲げる方法のいずれか
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付
 - イ 当該電磁的記録を幅90ミリメートルのフロッピーディスクに複写したものの交付
 - ウ 当該電磁的記録を直径120ミリメートルの光ディスクに複写したものの交付

（訂正請求の方法）

第14条 条例第26条第1項の規定による保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をしようとする者は、第12号様式による訂正請求書を事務局長を経由して実施機関に提出しなければならない。

2 条例第27条第1項第4号の組合規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 訂正請求をしようとする者の連絡先

(2) 条例第26条第2項において準用する条例第15条第2項の規定による訂正請求にあつては、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所

3 第7条第1項から第3項までの規定は、訂正請求について準用する。

(訂正決定通知書等)

第15条 条例第30条第1項又は第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行う。

(1) 訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行う旨の決定 第13号様式による訂正決定通知書

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行わない旨の決定（次号及び第4号の決定を除く。） 第14号様式による訂正不承認通知書

(3) 条例第29条の規定により訂正請求を拒否する旨の決定 第15号様式による訂正請求拒否決定通知書

(4) 訂正請求に係る保有個人情報を保有していないことによる訂正を行わない旨の決定 第16号様式による不存在による訂正不承認通知書

(訂正決定等の期限の特例通知書)

第16条 条例第32条の規定による通知は、第17号様式による訂正決定等の期限の特例通知書により行う。

(利用停止請求の方法)

第17条 条例第34条第1項の規定による保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をしようとする者は、第18号様式による利用停止請求書を事務局長を経由して実施機関に提出しなければならない。

2 条例第35条第1項第4号の組合規則で定める事項は、次に掲げる事項とす

る。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の連絡先
- (2) 条例第34条第2項において準用する条例第15条第2項の規定による利用停止請求にあつては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所

3 第7条第1項から第3項までの規定は、利用停止請求について準用する。
(利用停止決定通知書等)

第18条 条例第38条第1項又は第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行う。

- (1) 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行う旨の決定 第19号様式による利用停止決定通知書
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行わない旨の決定（次号及び第4号の決定を除く。） 第20号様式による利用停止不承認通知書
- (3) 条例第37条の規定により利用停止請求を拒否する旨の決定 第21号様式による利用停止請求拒否決定通知書
- (4) 利用停止請求に係る保有個人情報を保有していないことによる利用停止を行わない旨の決定 第22号様式による不存在による利用停止不承認通知書

(利用停止決定等の期限の特例通知書)

第19条 条例第40条の規定による通知は、第23号様式による利用停止決定等の期限の特例通知書により行う。

(諮問をした旨の通知)

第20条 条例第43条の規定による通知及び条例第46条第4項の規定による諮問をした旨の通知は、第24号様式による審査会諮問通知書により行う。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等の通知)

第21条 条例第44条において準用する条例第24条第3項の規定による通知は、第25号様式による不服申立人等に関する情報の開示実施日等通知書により行

う。

(是正の申出の方法等)

第22条 条例第45条第1項の規定による是正の申出（以下「是正の申出」という。）をしようとする者は、第26号様式による取扱是正申出書を事務局長を経由して実施機関に提出しなければならない。

2 条例第45条第2項第4号の組合規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 是正の申出をしようとする者の連絡先

(2) 条例第45条第3項において準用する条例第15条第2項の規定による是正の申出にあつては、当該是正の申出に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所

3 第7条第1項から第3項までの規定は、是正の申出について準用する。

4 条例第45条第4項の規定による通知は、第27号様式による取扱是正申出に係る処理内容通知書により行う。

(再調査の申出の方法等)

第23条 条例第46条第1項の規定による再調査の申出をしようとする者は、第28号様式による取扱再調査申出書を事務局長を経由して実施機関に提出しなければならない。

2 第7条第1項から第3項までの規定は、前項の申出について準用する。

3 条例第46条第4項の規定による処理の内容の通知は、第29号様式による取扱再調査申出に係る処理内容通知書により行う。

(情報提供申出書等)

第24条 実施機関から第三者に提供された氏名、住所、生年月日等の個人情報が部落差別、民族による差別等の社会的差別の助長その他の不正な目的で使用されることにより、自らの人権が侵害され、又は侵害されるおそれがあることを理由として、条例第47条第1項の規定により、第三者に関する情報の提供の申出をしようとする者は、第30号様式による情報提供申出書を事務局

長を経由して実施機関に提出しなければならない。

2 実施機関は、前項の申出があったときは、当該申出をした者から申出の理由について意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(費用の納付時期)

第25条 条例第57条第2項に規定する費用は、前納しなければならない。

(運用状況の公表)

第26条 条例第61条の規定による公表の方法は、インターネットを利用して閲覧に供する方法など、広く市民に周知できる方法により行うものとする。

(施行の細目)

第27条 この規則の施行について必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

公表理由等通知書

第 年 月 号 日

様

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合管理者



大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例 の規定による公表を予定しているため、同条例 の規定により、次のとおりその理由を通知します。
また、意見陳述の機会を設けますので、次のとおり意見陳述書を提出してください。

| | |
|------------|-----------|
| 公表の理由 | |
| 意見陳述書の提出先 | (電話番号) |
| 意見陳述書の提出期限 | 年 月 日 () |

- 注1 意見陳述を行うときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 2 やむを得ない理由があるときは、意見陳述書の提出に代えて口頭による意見陳述を行うことができます。
- 3 代理人を選任したときは、意見陳述書の提出期限（口頭による意見陳述を行うときは、意見陳述の時）までに、委任状等代理人の資格を証する書面を提出してください。
- 4 意見陳述を行うために来庁した際には、この通知書を提示してください。

第2号様式（第6条関係）

開 示 請 求 書

年 月 日

（提出先）実 施 機 関

請求者 （本人）
住所又は居所
ふりがな
氏 名
（法定代理人）
住所又は居所
〔法人にあっては、主たる事務所
の所在地
ふりがな
氏 名
〔法人にあっては、その名称及び
代表者の氏名
（電話番号）
（ ）

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第15条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

| | |
|---|---|
| 開示請求に係る保有個人情報 を取り扱う事務の名称及び内 容その他保有個人情報を特定 するに足りる事項 | |
| 開示の実施方法の区分 | 1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 両面印刷を希望 <input type="checkbox"/> 片面印刷を希望 2 電磁的記録の場合 ア 閲覧に準ずる方法 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの聴取又は視聴 イ 写しの交付に準ずる方法 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの写しの交付 <input type="checkbox"/> フロッピーディスクに複写したものの交付 <input type="checkbox"/> 光ディスクに複写したものの交付 <input type="checkbox"/> 録音テープに複写したものの交付 <input type="checkbox"/> ビデオテープに複写したものの交付 3 実施場所等の希望 <input type="checkbox"/> 本庁舎会議室での開示 <input type="checkbox"/> 郵送 |
| ※ 本人等確認欄 | 1 運転免許証 2 旅券 3 健康保険の被保険者証 4 その他（ ） 5 法定代理人（ ） |
| ※ 担 当 | （電話番号） |

- 注1 請求者が法定代理人であるときは、本人の住所又は居所及び氏名も記入してください。
2 開示の実施方法の区分欄の該当する口にレを付けてください。
3 ※欄については、記入しないでください。
4 開示請求の際には、本人又は法定代理人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）を提示し、又は提出してください。
5 電磁的記録については、用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付に限らせていただく場合があります。

第3号様式（第8条関係）

開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

| | |
|---------------|---------------------|
| 開示請求に係る保有個人情報 | |
| 開示の日時 | 年 月 日 () 午前 午後 時 分 |
| 開示の場所 | |
| 開示の実施方法 | |
| 担 当 | (電話番号) |
| 備 考 | |

注1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、 に対して不服申立てをすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、 を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において を代表する者は、 となります。)。ただし、この決定について不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を受付へ提示してください。

第4号様式（第8条関係）

部分開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

| | |
|---------------|--|
| 開示請求に係る保有個人情報 | |
| 開示の日時 | 年 月 日 () 午前 午後 時 分 |
| 開示の場所 | |
| 開示の実施方法 | |
| 開示しないこととした部分 | |
| 上記の部分を開示しない理由 | 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第17条第 号に該当 (説明) |
| 担当 | (電話番号) |
| 備考 | |

- 注1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、 に対して不服申立てをすることができます。
また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、 を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において を代表する者は、 となります。)。ただし、この決定について不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該訴えを提起することができます。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を受付へ提示してください。

第5号様式（第8条関係）

非 開 示 決 定 通 知 書

第 年 月 日

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第21条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。

| | |
|---------------|---|
| 開示請求に係る保有個人情報 | |
| 開示しない理由 | 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第17条第 号に該当 (説明) |
| 担 当 | (電話番号) |
| 備 考 | |

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、 に対して不服申立てをすることができます。
また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、 を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において を代表する者は、 となります。)。ただし、この決定について不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

第6号様式（第8条関係）

開示請求拒否決定通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第21条第2項の規定により、次のとおり当該開示請求を拒否することを決定したので通知します。

| | |
|-----------------------------|---------|
| 開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項 | |
| 開示請求を拒否する理由 | |
| 担 当 | (電話番号) |
| 備 考 | |

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、 に対して不服申立てをすることができます。
また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、 を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において を代表する者は、 となります。)。ただし、この決定について不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

第7号様式（第8条関係）

不存在による非開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第21条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報を保有していないため、開示しないことを決定したので通知します。

| | |
|-----------------------------|---------|
| 開示請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項 | |
| 開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由 | |
| 担 当 | (電話番号) |
| 備 考 | |

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、 に対して不服申立てをすることができます。
また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、 を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において を代表する者は、 となります。)。ただし、この決定について不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

第8号様式（第9条関係）

決 定 期 間 延 長 通 知 書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付け保有個人情報の
環境施設組個人情報保護条例
延長したので通知します。

請求について、大阪市・八尾市・松原市
の規定により、次のとおり決定する期間を

| | |
|----------------------------|----------------------|
| 請求に係 る保有個人情報 | |
| 条例第 条第 項 の規定による決定 期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |
| 延長後の決定期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |
| 延 長 の 理 由 | |
| 担 当 | (電話番号) |

第9号様式（第10条関係）

開示決定等の期限の特例通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第23条の規定を適用することとしたので通知します。

| | |
|-------------------------------------|----------------------|
| 開示請求に係る保有個人情報 | |
| 条例第22条第1項の規定による決定期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |
| 条例第23条の規定を適用する理由 | |
| 開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |
| 上記の期間内に開示決定等をする部分 | |
| 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 | 年 月 日 |
| 担 当 | (電話番号) |

第10号様式（第11条関係）

意見書提出の機会付与通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



あなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第15条の規定による開示請求がありました。

この開示請求に係る保有個人情報の開示決定等について御意見があれば、別紙「開示決定等に対する意見書」により、 年 月 日までに回答してください。

| | |
|--|---------|
| 開示請求があった年月日 | 年 月 日 |
| 開示請求に係る保有個人情報 | |
| 上記の保有個人情報に含まれるあなた（貴団体）に関する情報 | |
| 上記の情報が条例第17条第2号から第4号までのただし書に該当する理由又は上記の情報を条例第19条の規定により開示する理由 | |
| 担当及び意見書の提出先 | (電話番号) |

別紙

開示決定等に対する意見書

年 月 日

(提出先) 実施期間

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地)

氏名及び連絡先

(法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名並
びに担当者の氏名及び連絡先)

電話番号()

年 月 日付け 第 号により通知のあった件について、次のとおり
回答します。

| | |
|------------------------------------|---|
| 保有個人情報の 内容 | |
| 保有個人情報の 開示についての 反対の意思の有 無 | <input type="checkbox"/> 開示に反対 <input type="checkbox"/> 開示に同意 |
| 保有個人情報の 開示についての 意見 | |

注 各欄に必要な事項を記入し、又は該当する□にレを付けてください。

第11号様式（第11条関係）

第三者に関する情報の開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



あなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報の開示請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので、同条例第24条第3項の規定により、通知します。

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 開示決定通知書等の文書番号等 | 年 月 日 第 号 |
| 開示する保有個人情報 | |
| 開示する保有個人情報に含まれるあなた（貴団体）に関する情報 | |
| 開示決定をした理由 | |
| 開示を実施する年月日 | 年 月 日 |
| 担 当 | （電話番号） |

注1 この通知書に記載した開示決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、 に対して不服申立てをすることができます。
また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、 を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において を代表する者は、 となります。)。ただし、この通知書に記載した開示決定について不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

第12号様式（第14条関係）

訂 正 請 求 書

年 月 日

(提出先) 実 施 機 関

請求者 (本人)
住所又は居所
ふりがな
氏 名
(法定代理人)
住所又は居所
〔法人にあつては、主たる事務所〕
の所在地
ふりがな
氏 名
〔法人にあつては、その名称及び〕
代表者の氏名
(電話番号)
()

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第26条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

| | |
|---|---|
| 訂正請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項 | |
| 訂正請求の趣旨 | 訂正を求める箇所 () 訂正を求める内容 () |
| 訂正請求の理由 | |
| ※本人等確認欄 | 1 運転免許証 2 旅券 3 健康保険の被保険者証 4 その他() 5 法定代理人() |
| ※担 当 | (電話番号) |

- 注 1 請求者が法定代理人であるときは、本人の住所又は居所及び氏名も記入してください。
2 ※欄については、記入しないでください。
3 訂正請求の際には、本人又は法定代理人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等)を提示し、又は提出してください。
4 訂正請求をするときは、当該請求の内容が事実と合致することを証明する資料を提出してください。

第13号様式（第15条関係）

訂 正 決 定 通 知 書

第 年 月 日

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第30条第1項の規定により、次のとおり訂正を行うことを決定したので通知します。

| | |
|---------------|---------|
| 訂正請求に係る保有個人情報 | |
| 訂 正 の 内 容 | |
| ※ 担 当 | (電話番号) |

第14号様式（第15条関係）

訂正不承認通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第30条第2項の規定により、次のとおり訂正を行わないことを決定したので通知します。

| | |
|---------------|---------|
| 訂正請求に係る保有個人情報 | |
| 訂正を行わない理由 | |
| 担当 | (電話番号) |

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、 に対して不服申立てをすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、 を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において を代表する者は、 となります。)。ただし、この決定について不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

第15号様式（第15条関係）

訂正請求拒否決定通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第30条第2項の規定により、次のとおり当該訂正請求を拒否することを決定したので通知します。

| | |
|-----------------------------|---------|
| 訂正請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項 | |
| 訂正請求を拒否する理由 | |
| 担 当 | (電話番号) |
| 備 考 | |

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、 に対して不服申立てをすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、 を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において を代表する者は、 となります。)。ただし、この決定について不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

第16号様式（第15条関係）

不存在による訂正不承認通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第30条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報を保有していないため、訂正を行わないことを決定したので通知します。

| | |
|-----------------------------|---------|
| 訂正請求書に記載された保有個人情報を特定するに足る事項 | |
| 訂正請求に係る保有個人情報を保有していない理由 | |
| 担 当 | (電話番号) |
| 備 考 | |

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、 に対して不服申立てをすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、 を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において を代表する者は、 となります。)。ただし、この決定について不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

第17号様式（第16条関係）

訂正決定等の期限の特例通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求について、次のとおり大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第32条の規定を適用することとしたので通知します。

| | |
|---------------------|----------------------|
| 訂正請求に係る保有個人情報 | |
| 条例第31条第1項の規定による決定期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |
| 条例第32条の規定を適用する理由 | |
| 訂正決定等をする期限 | 年 月 日 |
| 担 当 | (電話番号) |

第18号様式（第17条関係）

利 用 停 止 請 求 書

年 月 日

(提出先) 実 施 機 関

請求者 (本人)
住所又は居所
ふりがな
氏 名
(法定代理人)
住所又は居所
〔法人にあつては、主たる事務所〕
の所在地
ふりがな
氏 名
〔法人にあつては、その名称及び〕
代表者の氏名
(電話番号)
()

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第34条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

| | |
|---|--|
| 利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項 | |
| 利用停止請求の趣旨 | 利用停止を求める箇所 () 求める措置の内容 (<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止) |
| 利用停止請求の理由 | |
| ※本人等確認欄 | 1 運転免許証 2 旅券 3 健康保険の被保険者証 4 その他() 5 法定代理人() |
| ※担当 | (電話番号) |

- 注 1 請求者が法定代理人であるときは、本人の住所又は居所及び氏名も記入してください。
2 利用停止請求の趣旨欄の該当する口にレを付けてください。
3 ※欄については、記入しないでください。
4 利用停止請求の際には、本人又は法定代理人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等)を提示し、又は提出ください。

第19号様式（第18条関係）

利 用 停 止 決 定 通 知 書

第 年 月 号 日

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第38条第1項の規定により、次のとおり利用停止を行うことを決定したので通知します。

| | |
|-----------------|---------|
| 利用停止請求に係る保有個人情報 | |
| 利用停止の内容 | |
| 担 当 | (電話番号) |

第20号様式（第18条関係）

利用停止不承認通知書

第 年 月 日

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第38条第2項の規定により、次のとおり利用停止を行わないことを決定したので通知します。

| | |
|-----------------|---------|
| 利用停止請求に係る保有個人情報 | |
| 利用停止を行わない理由 | |
| 担 当 | (電話番号) |

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、 に対して不服申立てをすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、 を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において を代表する者は、 となります。)。ただし、この決定について不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

第21号様式（第18条関係）

利用停止請求拒否決定通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第38条第2項の規定により、次のとおり当該利用停止請求を拒否することを決定したので通知します。

| | |
|--------------------------------|--------|
| 利用停止請求書に記載された保有個人情報を特定するに足りる事項 | |
| 利用停止請求を拒否する理由 | |
| 担当 | (電話番号) |
| 備考 | |

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、 に対して不服申立てをすることができます。
また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、 を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において を代表する者は、 となります。)。ただし、この決定について不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

第22号様式（第18条関係）

不存在による利用停止不承認通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第38条第2項の規定により、次のとおり利用停止を行わないことを決定したので通知します。

| | |
|--------------------------------|---------|
| 利用停止請求書に記載された保有個人情報を特定するに足りる事項 | |
| 利用停止請求に係る保有個人情報を保有していない理由 | |
| 担 当 | (電話番号) |
| 備 考 | |

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、 に対して不服申立てをすることができます。
また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、 を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において を代表する者は、 となります。)。ただし、この決定について不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

第23号様式（第19条関係）

利用停止決定等の期限の特例通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求について、次のとおり大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第40条の規定を適用することとしたので通知します。

| | |
|---------------------|----------------------|
| 利用停止請求に係る保有個人情報 | |
| 条例第39条第1項の規定による決定期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |
| 条例第40条の規定を適用する理由 | |
| 利用停止決定等をする期限 | 年 月 日 |
| 担 当 | (電話番号) |

第24号様式（第20条関係）

審 査 会 諮 問 通 知 書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付けの 決定等に対する不服申立て 保有個人情報の取扱いの再調査の申出 について、大阪市・

八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例 第 4 2 条 第 46 条 第 3 項 の規定により、

次のとおり大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護審査会に諮問したので、

同条例第 43 条 の規定により、通知します。
同 条 第 4 項

| | |
|--|---------|
| 決定等に係る保有 個人情報 是正の申出に係る保有個人 情報 | |
| 決定等の内容 是正の申出に対する処理の 内容 | |
| 決定等の理由 是正の申出に対する処理の 理由 | |
| 不服申立ての内容 再調査の申出の内容 | |
| 諮問をした年月日 | 年 月 日 |
| 担 当 | (電話番号) |

第25号様式（第21条関係）

不服申立人等に関する情報の開示実施日等通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



あなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報について、次のとおり開示することを決定したので、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第44条において準用する同条例第24条第3項の規定により、通知します。

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 開示決定通知書等の文書番号等 | 年 月 日 第 号 |
| 開示する保有個人情報 | |
| 開示する保有個人情報に含まれるあなた（貴団体）に関する情報 | |
| 開示を実施する年月日 | 年 月 日 |
| 担 当 | （電話番号） |

注 この通知書に記載した開示決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において を代表する者は、 となります。）。

第26号様式（第22条関係）

取 扱 是 正 申 出 書

年 月 日

（提出先）実 施 機 関

申出者 (本人)
住所又は居所
ふりがな
氏 名
(法定代理人)
住所又は居所
〔法人にあつては、主たる事務所〕
の所在地
ふりがな
氏 名
〔法人にあつては、その名称及び〕
代表者の氏名
(電話番号)
()

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第45条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の取扱いの是正の申出をします。

| | |
|---|---|
| 是正の申出に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項 | |
| 是正の申出の趣旨 | |
| 是正の申出の理由 | |
| ※本人等確認欄 | 1 運転免許証 2 旅券 3 健康保険の被保険者証 4 その他() 5 法定代理人() |
| ※担 当 | (電話番号) |

- 注 1 申出者が法定代理人であるときは、本人の住所又は居所及び氏名も記入してください。
2 ※欄については、記入しないでください。
3 是正の申出の際には、本人又は法定代理人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等)を提示し、又は提出してください。

第27号様式（第22条関係）

取扱是正申出に係る処理内容通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の取扱いの是正の申出については、次のとおり処理したので、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第45条第4項の規定により通知します。

| | |
|--------------------|---------|
| 是正の申出に係る 保有個人情報 | |
| 是正の申出の内容 | |
| 是正の申出に対する 処理の内容 | |
| 担 当 | (電話番号) |

注 是正の申出に対する処理の内容に不服がある場合は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第46条第1項の規定により、実施機関に対して再調査の申出をすることができます。

第28号様式 (第23条関係)

取 扱 再 調 査 申 出 書

年 月 日

(提出先) 実 施 機 関

申出者 (本人)
住所又は居所
ふりがな
氏 名
(法定代理人)
住所又は居所
{ 法人にあっては、主たる事務所 }
{ の所在地 }
ふりがな
氏 名
{ 法人にあっては、その名称及び }
{ 代表者の氏名 }
(電話番号)
()

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第46条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の取扱いに関する再調査の申出をします。

| | |
|--------------------------------|---|
| 取扱是正申出に係る 処理内容通知書の文 書番号等 | 年 月 日 第 号 |
| 再調査の申出をする 理由 | |
| ※ 本人等確認欄 | 1 運転免許証 2 旅券 3 健康保険の被保険者証 4 その他() 5 法定代理人() |

- 注1 申出者が法定代理人であるときは、本人の住所又は居所及び氏名も記入してください。
- 2 ※欄については、記入しないでください。
- 3 再調査の申出の際には、本人又は法定代理人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等)を提示し、又は提出してください。

第29号様式（第23条関係）

取扱再調査申出に係る処理内容通知書

第 年 月 日
号

様

実施機関名



年 月 日付けの保有個人情報の取扱いに関する再調査の申出については、次のとおり処理したので、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例第46条第4項の規定により通知します。

| | |
|-----------------|---------|
| 再調査に係る是正の申出の内容 | |
| 再調査の申出に対する処理の内容 | |
| 担 当 | (電話番号) |

